

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令案要綱

第一 特定特殊自動車から除かれるものは、次のものとする。

一 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の使用する自動車のうち、大型特殊自動車及び防衛庁の長官の申出により指定した自動車の申出により指定した自動車

二 ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする自動車以外の自動車 (第一条関係)

第二 法第二条第一項第二号の政令で定める構造が特殊な自動車について定めること。 (第二条関係)

第三 特定特殊自動車排出ガスの定義は、一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物及び粒子状物質とすること。 (第三条関係)

第四 少数生産車の台数は、各年度ごとに、三十台とすること。 (第四条関係)

第五 登録特定原動機検査機関等の登録の有効期間を、三年とすること。 (第五条関係)

第六 登録特定特殊自動車検査機関に関する読み替えを行うこと。 (第六条関係)

第七 国が特定原動機検査事務等を行う場合に、申請者が国に納めなければならない手数料の額を定めるところ。 (第七条関係)

第八 この政令の施行日を、法の施行の日（平成十八年四月一日）とすること。

（附則第一条関係）

第九 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を改正すること。

（附則第二条関係）